

No.160
2009.1

広報

おみいた

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL (088)694-6801 平成 21 年 1 月 1 日発行



● 主な目次 ●

新年のごあいさつ	2
叙勲表彰関係	3
スポーツ結果	4
各種お知らせ	6
町県民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります ..	8
平成 21 年度 町・県民税(住民税)の変更項目について ..	9
所得税の確定申告は、自分で書いてお早めに！	10
20 歳がスタート！国民年金	12
長寿医療制度(後期高齢者医療制度)	13
高速道路の通行料金が引き下げられました	14
保健行事予定表	15
お誕生おめでとう	16

平成 20 年 11 月 23 日(日)・24 日(月)の 2 日間、上板町文化協会主催による上板町文化祭が開催されました。

会場いっぱいの作品展示をはじめ、芸能大会、バザー、うどん・おにぎりなどの催しがあり、どの会場も大変盛り上がりしました。

町民皆様のご協力とご参加により、盛況のうちに終了できましたことにお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

町長新年のごあいさつ

上板町長 納田伸春

新年明けましておめでとうございませう。

皆さまには、お健やかに新春をお迎えのことと存じます。さまざまなことがありながら、こうして穏やかな正月を迎えられたのも多くの方のおかげと感謝し、二〇〇九年が皆さまにとって素晴らしい希望の年となりますよう、お祈りいたします。

昨年の国政においては、安倍首相・福田首相の相次いでの大変な辞任、ねじれ国会など混乱が続きましたが、一日も早く安定した政治の実現が望まれるところです。

国庫補助金、地方交付税の伸びが鈍化する中、社会保障関係

新年のごあいさつ

上板町議会議長 前田忠道

新年明けましておめでとうございませう。皆様には清しい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

平素は町行政並びに議会活動に温かいご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、米国の住宅融資に端を発した「サブプライムローン」問題により、世界経済は債権や

の負担増など本町財政は、その影響を受けて非常に厳しい状況下にあります。財政が厳しいときほど住民のニーズを十分踏まえ、計画的・効率的なまちづくりを進めていく必要があると考えております。

本年の重要事業として、小中学校施設の耐震補強工事、上板中学校体育館の改築など、次代を担う子どもたちが安心して学べる場、又、災害時には町民の生命を守る避難場所としても十分機能する施設としても整備したいと考えております。

次に、遊休農地のない農村作りを目指します。日本は、食べ物

の自給率は四〇％・順位は世界一七八カ国中一二九位です。

かけがえのない上板町の農地を守って次世代に引き継ぐため遊休農地の活用を考え、「担い手」としての集落営農組織の育成に取り組みが必要があります。

農家の人たちの中には「まだ、まだやれる」「もうやっていけない」といろいろな人がいます。これらの中で「集落の農業の十年後」を考えながら、次の時代に対応できる農業を構築しなければなりません。

また、地球温暖化対策を見据えた環境対策、子ども・高齢者・女性・障害者などへの人権侵害等、同和問題をはじめ現存している様々な人権問題の解決が大切であります。今後とも人権教育・啓発活動を続けて参ります。これら重点課題を進めていくた

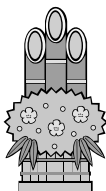
文化の振興、農業政策の振興、資源循環型社会の構築、上板町の将来を担う子どもたちの通う学校の耐震補強の問題等地方分権の推進に伴い、地方自治体が高齢者役割はますます増大してきております。

上板町住民の代表機関として自治体の最終意思決定にあずかる議会の役割と責任は格段に重いとわねばなりません。上板町および町議会の更なる活性化を図るためには町民の皆様方と一緒に取り組まねばなりません。

めには、投資的経費を抑制し、徹底した歳出の見直し、事務事業の整理統合、簡素化、効率化を図り、結果をしつかり検証しながら行財政改革を強力に推進していきたいと考えています。

今年も皆さま方に積極的なまちづくりへの参加をいただきながら、智恵と工夫を出し合い、安心して住みやすいまちの実現に向け、一歩一歩着実な行政運営に努めてまいります。

最後になりましたが、今年一年、健康に十分気をつけていただき、皆さまにとつて、上板町にとつても良い一年になりますよう、心から祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。



上板町で生活している皆様方がこの町に住んで良かったと思える地域づくりを図ることが、我々議員に課せられた責務であり、関係機関と相まって最大の効果が上がるよう、積極的に取り組んでまいり所存であります。どうか今年も、町民皆様方のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様方にとりまして、幸せ多い年でありますようお祈り申し上げます、新年のご挨拶と致します。

上板町議会だより

◎平成二十年第三回定例会の概要
第三回定例会は、九月十七日から九月十九日までの三日間の日程で開かれました。

開会日には、納田町長が町政に取り組む所信と行財政改革の推進、環境問題、農業問題、耐震問題、教育問題、人権問題、財政問題など当面する町政の重要課題について述べました。

一般質問では、行財政改革、徴収率の向上対策、農業問題、環境問題、耐震問題、教育問題などが論議されました。

(議員十一名から一般質問)
町長提出議案十一件が、可決、同意され、七件が不承認となりました。

議員提案三件の内、二件が可決、一件が採決されました。

◎議会議員全員協議会

平成二十年九月十日

第三回定例会提出議案の協議を行なう。

◎議会議員全員協議会

平成二十年九月二十八日

阿北環境整備組合へのし尿等の搬入方法について協議を行う。

◎平成二十年第三回臨時会の概要

平成二十年十月二日

町長提出議案二件が、可決されました。



藍綬褒章受章

岡島 一雄氏

岡島氏は、県労働委員会労働委員として十六年間、労働問題に関するあつせんや調停等に精励されました。これらの労働行政功績から、平成二十年十一月三日付けで、栄えある受章となりました。

岡島氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。



瑞寶雙光章受章

山本 敏一氏

山本氏は、海上自衛隊徳島教育航空群第二〇二整備補給隊にて定年退職（一等海尉）されるまで、南極支援活動等、永年にわたり危険性の高い業務に精励されました。その功績から第十一回危険業務従事者として瑞寶雙光章を受章されました。

山本氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。



瑞寶小綬章受章

李 保謹 司氏

李保氏は、昭和三十七年に徳島県庁に採用され、各部署で活躍されたのち、農林水産部長、企業局長の役職を歴任されました。今回の受章は、永年にわたる地方自治への功績が認められたものです。

李保氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。



納 田 政 子 氏

徳島県知事表彰

昨年九月十一日（木）郷土文化会館において平成二十年健康を考える県民のつどいで表彰式がありました。

上板町食生活改善推進協議会会長として十年間、食生活改善の普及啓発に努められた功績が認められ栄誉ある表彰を授けられました。

納田氏の受賞を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。

尾 原 富 子 氏
(永年協力者)

農林水産大臣感謝状

尾原氏は、各種農林水産統計調査並びに、統計情報の利用・普及に対しての多大なる功績から、平成二十年十月二十日付けで農林水産大臣感謝状を受賞されました。

尾原氏の受賞を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。



廣 瀬 一 正 氏

農林水産大臣より賞状

廣瀬氏は、多年にわたり農業共済事業に従事し、農業災害補償制度の発展に寄与されました。その多大なる功績から、農林水産大臣より賞状が送られました。

廣瀬氏より「農業共済組合の皆様をはじめ、組合員皆様のおかげで、受賞することができました。誠にありがとうございます。ありがとうございました。」と、お言葉をいただきました。

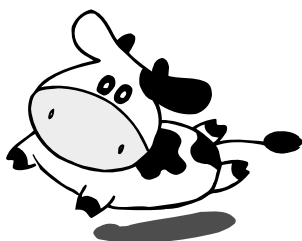
特別記念事業（特別慰労品の贈呈）について

平成21年3月31日で「特別慰労品」贈呈の受付が終了します。

平和祈念事業特別基金では、いまだ請求されていない外地からの引揚者、恩給欠格者、戦後強制抑留者の「ご本人」に「特別慰労品」を贈呈しています。（ご遺族の方は対象となりません）

請求書は役場福祉保健課の窓口にあります。未請求の方は、お早めに申請して下さい。資格要件等のお問い合わせは下記にお電話下さい。

無料電話：0120 - 234 - 933 （独）平和祈念事業特別基金



第二十八回上板町 親睦ゲートボール大会

親睦ゲートボール大会が、昨年九月二十六日(金)にわかばパークドームにおいて、七チームが参加し、開催されました。選手の皆さんは、真剣な眼差しでプレーしながら、健康的な汗を流し、親睦を一層深めていました。

成績は次のとおりです。

- ◇優勝 瀬部チーム
- ◇準優勝 神宅チーム
- ◇第三位 混成チーム



秋季ナイター ソフトボール大会

平成二十年度秋季ナイターソフトボール大会が、昨年十月十五日(水)から三日間ファミリースポーツ公園で町内六チームが参加し、開催されました。

決勝戦は、レストラン際とマックスボーイズの対戦となり、試合を優位に進めたレストラン際が、見事、優勝の栄冠に輝きました。

成績は次のとおりです。

- ◇優勝 レストラン際
- ◇準優勝 マックスボーイズ
- ◇第三位 上板流星



町内ソフトテニス大会

平成二十年度町内ソフトテニス大会が、昨年十一月三日(月)ファミリースポーツ公園で開催されました。約五十名が参加し、熱戦が繰り広げられました。

成績は次のとおりです。

- 一般の部
 - ◇優勝 徳方 慎史 組
 - ◇準優勝 高田 新一 組
 - ◇第三位 鳥羽 久雄 組
- 中学生の部
 - ◇優勝 廣澤 直人 組
 - ◇準優勝 吉田 了尉 組
 - ◇第三位 板東 卓哉 組



◇第三位 堂本 晃平 組
岡 駿斗 組

板野マラソン大会

昨年十月二十六日(日)に平成二十年度板野マラソン大会(板野郡体育協会主催)が上板町老人福祉センター周辺コースで開催されました。

成績は次のとおりです。

高校生男子の部(8km)

◇準優勝

影山 航大(阿波高校一年)
記録(二十九分三十三秒)



板野郡町対抗駅伝大会

昨年十一月九日(日)に第四十五回板野郡町対抗駅伝大会(板野郡体育協会主催)が上板町老人福祉センター周回コース(七区間・二十四km)で開催されました。

参加した上板町チームは、選手一人一人が持てる力を十分に発揮し、一時間二十四分四十九秒でたすきをゴールまでつなぎ準優勝に入賞しました。

上板町チームの健闘を称えたいと思います。

◇監督

切原 宏和(徳島工業高校)

◇コーチ

梯 泰三(上板中学校)

◇選手

岸 亜門(徳島工業高校三年)

一般男子の部(8km)
◇優勝

藤原 康至(JAコープ食品)
記録(二十五分二十七秒)

◇第三位

武知 聖也(寺内製作所)
記録(二十八分四十一秒)



藤原 康至(JAコープ食品)
作本 匠(徳島刑務所)
影山 航大(阿波高校一年)
新開 智礼(徳島東工業高校二年)
新開 優也(美馬中学校)
武知 聖也(寺内製作所)
梶本 知宏(上板中学校二年)
和田 駿(上板中学校二年)



町内硬式テニス大会

平成二十年度町内硬式テニス大会が、昨年十一月二十三日（日）ファミリースポーツ公園で開催されました。約三十名の参加者は、テニスを楽しみ快い汗を流しながら、ボールを追いかけていました。

成績は次のとおりです。

- ◇優勝 上 菅 暁
高 井 義 夫 組
- ◇準優勝 柏 岡 直 樹
花 畠 啓 員 組
- ◇第三位 新 見 政 一
小 原 克 己 組



グラウンドゴルフ競技会

平成二十年度グラウンドゴルフ競技会が、昨年十二月四日（木）ファミリースポーツ公園で約六十名が参加し開催されました。

選手の皆さんは寒さも忘れ一打ごとに一喜一憂していました。成績は次のとおりです。

- ◇優勝 楠 榮 一
◇準優勝 澁 谷 義 男
◇第三位 福 田 育 司

上板町体育協会野球チーム
第二回とくしまスポーツSHOWデー
（軟式野球チャンピオンカップ）第三位

昨年九月十四日（日）より阿波市民球場で開催された、第二回とくしまスポーツSHOWデー（軟式野球チャンピオンカップ）において、板野郡の代表として上板町体育協会チームが出場しました。

上板町体育協会チームは、一回戦・二回戦と順調に勝ち進み、準決勝では惜しくも敗れましたが、第三位に入賞しました。上板町体育協会チームの健闘を称えたいと思います。

平成二十年度
税に関する作品コンクール入賞者

◆中学生・作文の部

税でつながる明るい未来

上板中学校 三年 関口 美佳

みんなの税

上板中学校 三年 和田 亜紀

快い暮らしのために

上板中学校 三年 市川 望夢

◆小学生・作文の部

税金について学び考えたこと

東光小学校 六年 野口 大輝

くらしを支える税金

東光小学校 六年 須藤 文也

税は大切

松島小学校 六年 大館 雅輝

大切に使うみんなの税金

高志小学校 六年 岡田 圭生

◆税のポスター

高志小学校 六年 秦 友香

東とくしま小学生俳句大会

入選

しずかなる夏のかわらにほたるかな

神宅小学校 五年 中川 もも

りくに花空にさく花大花火

神宅小学校 五年 中本 和弘

阿波踊りみんなでおどろきヤットサイ

神宅小学校 六年 切原 将人

ぼくらより成長はやい夏の草

東光小学校 六年 野口 大輝

大木のみきから顔だすカブトムシ

松島小学校 六年 瀬尾美沙希

せみは鳴く僕も泣いた宿題で

松島小学校 六年 橋本 和也

五月雨がやんだらうつすら虹かかる

高志小学校 六年 加納 洋介

川沿いの土手にほたるがひかっている

高志小学校 六年 徳本 帆夏

上板町長賞

えん天下むねにかがやく金メダル

東光小学校 五年 高田 浩平

上板町教育長賞

むらさきのほうせきみたいぶどうの実

東光小学校 五年 石田 二三

防犯パレード実施

昨年十月十七日「みんなでつくろう安心の街」をスローガンに、全国地域安全運動の一環として、上板町防犯推進委員協議会（前田忠道会長）による、防犯パレードが実施されました。



松島小学校の金管バンドと四・五・六年生の参加により松島小学校を出発し、校区内約二キロを行進し、地域の安全と防犯意識の向上をPRしました。また、パレード終了後、同協議会役員により町内防犯パトロールが行われました。

秋季火災予防パレード

秋季全国火災予防運動行事の一環として、昨年十一月九日、上板町消防団（中川 直団長）による町内一円での火災予防パレードが実施されました。

町内六分団より団員二十四名と消防ポンプ自動車六台が参加し、午後六時より役場前で出発式を行ったあと、約二時間をかけて町内を巡回し、「火災予防」を呼びかけました。



/// 神宅小5 藍の記事 ///

神宅小学校5年生36人が藍染めで校章を染めた学校旗作りに取り組んだ。1枚25cm四方の布を42枚縫い合わせ製作した。

(最終的に縦1.5m横1.6m)藍染め指導のベテラン山川吉文さんにご指導していただき、自分たちで建てた藍液で1枚ずつ漬けて染め上げた。

総合的な学習の時間の中で、「地域の伝統文化を学ぼう」というテーマで取り組んだ。地域の人やものから子どもたちはたくさんのことを学ぶ。藍のすばらしさだけでなく、伝統を残そうと取り組む姿勢や科学染料ではなく天然の素材にこだわる姿から大切な生き方を学ぶことができた。

完成作品は、神宅小学校玄関に飾ってあります。



上板町成人式のお知らせ

成人の日、それは大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を励ますための祝日です。

上板町では、この趣旨によって、次のとおり成人式を実施いたします。

■日時

平成21年1月2日(金)

午前9時30分受付 午前10時開始

■会場

上板町役場2階 中央公民館 大会議室

■該当者

昭和63年4月2日～平成元年4月1日までに生まれた方

■お問合せ

上板町教育委員会 電話694-6814

※ 当日の服装は自由としますが、派手にならないようにしてください。

当日はたいへん混雑が予想されます。

出席される皆さまは時間に余裕を持ってお越しいただき、必ず受付を済ませてください。受付名簿により後日、記念写真(無料)を送付いたします。

四国職業能力開発大学校 平成21年度学生募集

1. 募集学科・定員

生産技術科 20名、電子情報技術科 30名
住居環境科 20名

2. 応募資格

高等学校を卒業した者(3月卒業見込み者を含む)

3. 入試科目: 数学(数学I)、英語(英語I)

4. 願書受付

平成21年1月20日(火)～1月29日(木)
(消印有効)

5. 試験日

平成21年2月5日(木)

6. 合格発表

平成21年2月18日(水)

7. 問い合わせ先

〒763-0093 香川県丸亀市郡家町3202番地
四国職業能力開発大学校 学務課
TEL 0877-24-6255

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 学生・生徒1人あたり200万円以内

【利率】 年2.45%(平成20年11月10日現在)

【ご返済期間】 10年以内(母子家庭・交通遺児家庭の方は1年の延長が可能)

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能です。)

詳しくは、「国の教育ローン」コールセンター(0570-008656(ナビダイヤル)、03-5321-8656)または株式会社日本政策金融公庫徳島支店国民生活事業(088-622-7271)までお問い合わせください。

個人住民税の特別徴収を実施されていない事業主の方へ

給与支払を行う事業者は、地方税法及び本町条例の規定により、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収(給与から天引き)していただくことになっています。

特別徴収を実施していない事業主の方におかれましては、法律の趣旨をご理解いただき、特別徴収に移行していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先 上板町税務課 TEL 694-6807】

平成 21 年度さくら保育所入所申込み受付

平成 21 年度にさくら保育所へ乳幼児の入所を希望される保護者の方は、早急に入所申込書をさくら保育所へ提出してください。入所申込書は、さくら保育所又は役場福祉保健課にあります。

また、年度途中で入所を希望される方も、今回に入所申込書を提出してください。

入所の基準は、保護者が次のいずれかの事情により児童を保育できないと認められる場合です。

- ①保護者が常に労働している。
- ②保護者が妊娠中又は出産後間がない。
- ③保護者が疾病にかかり、若しくは負傷している。
- ④長期にわたり疾病の状態にある同居の親族を常時介護している。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。

入所対象児 満 6 ヶ月児から 3 歳児まで
(平成 17 年 4 月 2 日以降に生まれたもの)

受付期間 1 月 5 日から 1 月 10 日まで

問い合わせ先 上板町立さくら保育所
上板町西分字日吉前 20 - 1
電話 694 - 8180

中央広域環境施設組合からのお知らせ

①指名願いの受付

- ・受付期間
平成 21 年 2 月 2 日(月)～3 月 31 日(火)必着
- ・有効期間
平成 21 年 4 月 1 日から一年間(平成 21 年度)
- ・提出場所
中央広域環境施設組合(郵送でも受け付けます)
- ・種類
建設工事関係、測量・建設コンサルタント関係、リサイクルの運搬(一般貨物運送事業許可業者)物品の製造・買い入れ・売り払い、役務提供関係

提出先

〒771 - 1402
徳島県阿波市吉野町西条字藤原 70 - 1
中央広域環境施設組合 管理者 小笠原 幸

問い合わせ

中央広域環境施設組合
中央広域環境センター 業務課
TEL 088 - 637 - 7127 FAX 088 - 637 - 7128

凍結防止について (水道課よりお知らせ)

これからは寒さが一層厳しくなり、給水栓及び立ち上がり管は凍結し破損する恐れがありますので、特に夜間は防寒布等で保護し、水道事故を防止しましょう。

※転入・転出等で水道を休止・廃止・撤去する場合は、水道課で申請手続きを行ってください。



平成 21 年度上板町臨時職員の登録者を募集

上板町において臨時職員が必要な場合に、登録者の中から臨時的に採用します。

募集要項は次のとおりです。

《一般職員》

事務補助員・外務作業員等
任用期日において 65 歳未満の者

《衛生作業員・送迎バス運転員》

勤務先 環境保全課・さくら保育所
資格 大型車運転免許を有する者
任用期日において 65 歳未満の者

《保育士・教諭》

勤務先 さくら保育所・町内幼稚園
資格 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者

任用期日において 55 歳未満の者

《看護師》

勤務先 さくら保育所
資格 看護師免許又は准看護師免許を有する者

任用期日において 55 歳未満の者

《調理師》

勤務先 さくら保育所
資格 調理師又は栄養士の資格を有する者
任用期日において 65 歳未満の者

◎登録申込み

市販の履歴書を役場総務課へ提出して下さい。
※運転員・保育士・教諭・看護師・調理師等については、資格証等の写しを添付のこと。

◎申込期間 1 月 5 日(月)～1 月 30 日(金)

◎採用方法 書類選考及び面接

◎お問い合わせ 上板町役場総務課
(TEL 694 - 6801)

★平成 20 年度中に臨時職員として採用された方も平成 21 年度は新たに登録してください。

放送大学 4 月生募集のお知らせ

放送大学では平成 21 年度第 1 学期(4 月入学)の学生を募集しています。

放送大学はテレビなどの放送を利用して授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

- 出願期間は平成 21 年 2 月 28 日まで。
- 資料を無料で差し上げています。
- お気軽に放送大学徳島学習センター
電話(088-602-0151)までご請求ください。
放送大学ホームページでも受け付けております。

国民健康保険よりおねがい

国保財政は、国保加入者皆様方の保険税、国県からの支出金・交付金等で運営されています。ここ数年間医療費が年々増え続けており財政運営が非常に厳しくなっています。そうならないためにも日頃からの自分の身体へのちょっとした心がけ、上手な受診で医療費の節約に努めましょう。

この時期、寒さも厳しく空気も乾燥していますので、帰宅時はうがい手洗い等を心がけ十分な栄養と睡眠をとり風邪などの予防に心がけましょう。

国民健康保険加入者のみなさま

「特定健康診査の受診はお済みですか？」

平成20年度より40歳～74歳の方を対象に「特定健康診査・特定保健指導」を行っています。

お手元に送付してあります特定健康診査の受診券の有効期限は2009年(平成21年)2月28日までとなっております。

まだ、受診をされていない方は2月28日までに受けて下さい。

受診券のお問い合わせは税務課国保係までお願いします。

電話 694-6807

町県民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

今まで納付書や口座振替で納付していただいていた公的年金にかかる個人の町県民税が、平成21年10月支給の公的年金から天引き(特別徴収)されます。

対 象 者

個人町県民税の納税義務者のうち、65歳以上の公的年金等の受給者(当該年度の初日に老齢基礎年金等をうけている方)

徴収する税額

公的年金等に係る所得に対する所得割額及び均等割額

※注) 給与所得などに係る所得割額は別途徴収されます

対象となる年金

老齢基礎年金等(年額18万円以上)

特別徴収の対象税額と徴収する方法

上半期の年金支給月(4月・6月・8月)ごとに、前年度の下半期の特別徴収額の3分の1を仮徴収します。

下半期の年金支給月(10月・12月・2月)ごとに、年税額から当該年度の上半期の特別徴収額を控除した額の3分の1を本徴収します。

特別徴収を開始する年度

特別徴収を開始する年度又は、新たに対象者となった年度は、年度前半において、年税額の1/2を6月に普通徴収(納付書又は口座振替により納付)により徴収。年度後半において、年税額から普通徴収した額を控除した額を10月・12月・2月における老齢基礎年金等の支払ごとに特別徴収により徴収。

図表によるイメージ

【特別徴収の時期・対象税額】

	仮 徴 収			本 徴 収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年10月～その翌年の3月までの徴収額の1/3		同じ	同じ	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	同じ

【特別徴収を開始する年度における徴収】

	普 通 徴 収		特 別 徴 収		
	6月		10月	12月	2月
税額	年 税 額 の 1 / 2		年税額の1/6	同じ	同じ

〔お問い合わせ先 上板町税務課 TEL 694-6807〕

平成 21 年度 町・県民税 (住民税) の変更項目について

寄附金税制の拡充

ふるさとに対し、貢献または応援したいという思いを実現する観点から、個人町県民税の都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。

■ 寄附金控除の見直し

	改 正 前	改 正 後
〔控 除 率〕	所得控除方式により 適用対象寄附金 × 税率 (10%) の軽減効果	税額控除方式により 地方公共団体に対する寄附金のうち 適用下限額を超える部分について、 個人住民税所得割の 概ね 1 割を上限として 所得税と合わせて全額控除
〔適用下限額〕	10 万円	5 千円

控除対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の 25% から 30% に改正になりました。総所得金額等とは、サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額をいいます。

平成 20 年 1 月 1 日以後に支出した寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の個人町県民税から控除されます。(所得税については、寄附を行った年分から控除されます。)

■ 税額控除額の計算方法

①と②の合計額を税額控除

- ① [地方公共団体に対する寄附金 - 5 千円]
× 10%
- ② [地方公共団体に対する寄附金 - 5 千円]
× [90% - 0 ~ 40%]
[寄附者に適用される所得税の限界税率] ↑
※②の額は個人町県民税所得割額の 1 割を限度

■ 手 続 き 等

寄附金控除の適用を受けるためには、申告が必要です。個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年 1 月 1 日 ~ 12 月 31 日までにを行った寄附について、翌年 3 月 15 日までに所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意してください。

申告が必要です！ 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

税源移譲により、所得税が減額となり、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）が所得税額より大きくなり控除しきれなくなる場合があります。平成 11 年から平成 18 年までに入居した方に限り、その影響額を町県民税の所得割額から控除します。

確定申告する方は税務署、確定申告しない方は市町村に毎年 3 月 15 日までに源泉徴収票とともに住民税減額申告書を提出する必要があります。

1. 対象となる方

平成 11 年から平成 18 年までに入居した方で、税源移譲により住宅借入金等特別控除額が所得税より大きくなり控除しきれない額が発生した方

2. 計算方法（町県民税からの控除額）

(1)と(2)のいずれか少ない金額

- (1)前年中の所得税の住宅借入金等特別控除限度額
- (2)税源移譲前の税率で計算した前年分の所得税額
- 税源移譲後の税率で計算した所得税額

3. 申告方法

① 確定申告される方

確定申告時に、「住宅借入金等特別税額控除申告書」（所得税の確定申告書を提出する納税者用）を毎年 3 月 15 日までに税務署に提出してください。

② 確定申告されない方

「住宅借入金等特別税額控除申告書」（年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用）と源泉徴収票を毎年申告期限までにその年の 1 月 1 日現在お住まいの市町村まで提出してください。

※注 平成 19 年から平成 20 年までに入居し、新たに所得税の住宅借入金等特別控除を受ける方については、税源移譲に対する配慮として、控除期間、控除率が選択適用できる特例が創設されていますので、町県民税での税額控除はありません。

所得税の確定申告は、自分で書いてお早めに！

平成20年分の所得税の確定申告は、2月16日(月)から始まります。申告・納付の期限は3月16日(月)です。期限間近になりますと鳴門税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねません。申告書はできるだけご自分で記載し、お早めに提出してください。

また、作成した申告書は郵送でも提出できます。なお、還付申告の方は2月13日(金)以前でも申告書を提出することができます。

○確定申告をしなければならない人

1. 一般の人の場合

配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得等(源泉分離課税の対象となる利子所得、配当所得等や確定申告しないことを選択した配当所得及び源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等に係る譲渡所得等は除きます。)のある人は、これらの所得金額の合計額が基礎控除や扶養控除などの所得控除額の合計額を超える場合において、課税総所得金額等に対する税額が配当控除額を超えるときは、確定申告しなければなりません。

2. 給与所得者の場合

給与所得者の大部分の方は「年末調整」により所得税が精算されますので申告する必要はありません。しかし、次のような人は、確定申告しなければなりません

- (1) その年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 1か所から給与を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額(源泉分離課税の対象となる利子所得、配当所得等や確定申告しないことを選択した配当所得及び源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等に係る譲渡所得等は除きます。)の合計額が20万円を超える人。
- (3) 2か所以上から給与を受けている人で、主たる給与の支払者以外の者から支払を受ける給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額(上記(2)に同じ。)との合計額が20万円を超える人

ただし、給与所得の収入金額の合計額から社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額及び扶養控除額の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、しかも、給与所得及び退職所得以外の所得の金額(上記(2)に同じ。)の合計額が20万円以下の人は、確定申告する必要はありません。

なお、上記の(1)、(2)、(3)は、給与等のすべてについて所得税の源泉徴収をされることが前提条件となっていますから、給与等について源泉徴収に関する規定の適用がない場合には、上記1によります。

3. 退職所得がある人の場合

退職所得も、そのほとんどの場合は源泉徴収だけですませ、確定申告をする必要はありませんが、退職金の支払を受ける際に支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために20%の税率で源泉徴収された場合で、その源泉徴収された税額が正規の方法で計算した税額より少ない時には確定申告をしなければなりません。

なお、退職所得を申告しなくてもよい人でも、それ以外の所得について上記の1又は2の場合に当てはまる人は、退職所得以外の所得については、確定申告する必要があります。

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受けようとする方は、確定申告が必要です。また、源泉徴収された所得税の還付を受けるため(給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除を受ける場合等)に確定申告する場合には、給与所得や退職所得以外の所得についても併せて申告しなければなりません。

● 確定申告期前の説明会 ●

所得税の確定申告の時期が近づいてきました。

本年も、所得が公的年金のみの方及び平成20年中に住宅を建築された方等の住宅借入金等特別控除の説明会を次のとおり行います。

この説明会は、収入が公的年金のみの方、住宅借入金等特別控除を受ける方は給与収入のみの方に限り行いますので、他の所得と合算される方は除きます。

なお、該当されると思われる方には、1月中旬から下旬にかけて役場税務課から通知いたします。

◇公的年金のみの方

- 日時 平成21年2月6日(金) 午前10時～
- 会場 上板町農村環境改善センター・
農事研修室(役場東隣)

◇住宅借入金等特別控除を受ける方

- 日時 平成21年2月12日(木) 午後2時～
- 会場 板野ふれあいプラザ
(板野西小学校東隣)

○パソコンで申告書等の作成や確定申告することができます

パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページにアクセスしてください。「確定申告書等作成コーナー」で、申告書等が簡単に作成できます。[<http://www.nta.go.jp>]

また、インターネットを利用して確定申告をすることができます。このサービスをe-Tax（イータックス）といいます。e-Taxを利用すると次のようなメリットがあります。



■ポイント 1

国税庁ホームページから直接申告できます！

■ポイント 2

最高 5,000 円の税額控除！

平成 19 年分又は平成 20 年分のいずれか 1 回、一定条件のもと、最高 5,000 円の税額控除を受けることができます。

■ポイント 3

還付金がスピーディー！

3 週間程度に短縮されます。

■ポイント 4

添付書類が提出不要！

一定の種類の提出又は提示を省略することができます。なお、申告期限から 3 年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。

■ポイント 5

税務署が閉まっても大丈夫！

受付システムの利用可能時間内であれば、いつでも申告ができます。なお、確定申告期間は 24 時間申告ができます。

イータックス

e-Tax のホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) で事前準備や、詳しい情報がご覧いただけます。

○鳴門税務署の申告相談等

鳴門税務署（TEL 685-4101）では、鳴門税務署 1 階会議室において、所得税・個人事業者の消費税・贈与税の申告相談及び申告書の受付を下記のとおり行います。

	申告相談・申告書受付期間（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）
所 得 税	平成 21 年 2 月 16 日（月）～ 平成 21 年 3 月 16 日（月）
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成 21 年 1 月 5 日（月）～ 平成 21 年 3 月 31 日（火）
贈 与 税	平成 21 年 2 月 2 日（月）～ 平成 21 年 3 月 16 日（月）

（注）納税の期限は、それぞれの期間の末日です。

○納税は口座振替をご利用ください

申告所得税や個人事業者の消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から納付できる振替納税がご利用になります。

口座振替による納税は、一度手続きをしていただければ、継続してご利用いただけます。うっかり納期限を忘れてしまっても安心です。是非、ご利用ください。

なお、振替納税をご利用の場合、所得税の振替日は 4 月 22 日（水）、消費税及び地方消費税の振替日は 4 月 27 日（月）です。

● 納 税 は 期 限 内 に ●

確定申告による所得税の納期限は、申告時期と同じ 3 月 16 日（月）です。期限内に納税を済ませてください。

なお、振替納税をご利用の方は、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。納税が遅れますと、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

平成 21 年 3 月 16 日までに納付されなかった場合の延滞税の割合は、次のとおりです。

- 平成 21 年 3 月 17 日から同年 5 月 16 日まで
…………… 年「4.5%」
- 平成 21 年 5 月 17 日以降 …………… 年「14.6%」

なお、一度で納められないときは、確定申告で納めることになる税額の 2 分の 1 以上を 3 月 16 日（月）までに納め、残りの税額を 6 月 1 日（月）まで延期することができます。ただし、延納期間中は、延期する税額に対し、年「4.5%」の利子税がかかります。

20 新成人のみなさんおめでとうございます 歳がスタート！国民年金

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。将来、訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

■国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

国民年金基金		厚生年金基金 (代行部分)	(職域加算部分)
		厚生年金保険	共済年金
国民年金（基礎年金）			
被保険者の種類	第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業、学生など	第2号被保険者に扶養される配偶者	会社員、公務員など
保険料	国民年金保険料【定額】14,410円（平成20年度）	被保険者本人は保険料負担を要しない。配偶者の加入している年金の保険者が負担	厚生年金保険料率 15.35%（平成20年9月現在） 労使折半で保険料負担
国庫負担	基礎年金の国庫負担割合については、平成16年度より、それまでの1/3から1/2への引上に着手しており、平成21年度までに完全引上げ。		

■年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。

国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況など、すべてこの番号で管理されます。

この年金手帳は、年金に関する手続きの際、必要となりますので、大切に保管してください。

Q 国民年金の加入手続きは、どこで行えばいいの？

A 国民年金の加入手続きは、お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口でお手続きください。時間に余裕がなく、窓口で手続きができない場合は、郵送により手続きすることもできます。

Q 毎月の保険料はいくら？

A 国民年金の保険料（定額）は、月額14,410円です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。付加年金は「200円×納付月数」で計算されます。例えば10年間納付（合計48,000円）された場合の付加年金額は24,000円です。付加保険料を納付される場合は、必ず定額保険料を納付していただく必要があります。

Q 口座振替が便利でお得！

A 口座振替は、金融機関等の窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落しされる翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落しされる当月末振替（早割）があります。早割は月額50円が割引されます。口座振替で前納制度をご利用される場合は、現金での前納に比べてさらに割引額が高くなります。たとえば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金でお支払いされた場合の合計額と比較して3,620円の割引（現金での1年前納は3,070円の割引）です。

Q 毎月14,410円は払えない そんなときはどうすればいいの？

A 20歳になられ、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの保険料猶予制度を利用することができます。手続きはお住まいの市町村役場の国民年金担当窓口または社会保険事務所で行ってください。

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（20歳代で学生以外）の方や所得がない学生の方が、将来、年金を受けることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

POINT 1

若年者 → 本人と配偶者の所得を審査
学 生 → 本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない20歳代の方でも、若年者納付猶予の対象となる場合があります。学生の方はご本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

POINT 2

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（妻と子）の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

- 若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっています（追納）。
- 追納する場合の保険料額は、猶予等を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

長寿医療制度 （後期高齢者医療制度）

保険料納付のお知らせ

（（ 保険料は個人ごとに、特別徴収（年金から天引き）と普通徴収（納付書での納付）があります。 ））
 納付書が届いている方は、納期までに必ず納めて下さい。

長寿医療制度は公費や後期高齢者支援金のほか、被保険者一人ひとりに納めていただく保険料で運営されています。

平成 20 年度の普通徴収（口座振替、直接納付の方）納期

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

納期限は各月の末日（5 期については 12 月 25 日）になります。ただし、その末日が土曜日、日曜日及び休日（祝日）の場合は、次の平日が納期限となります。

○口座振替手続きをされる方は各金融機関へお申し出下さい。

すでに町税などを口座振替で納付されている方も新たに手続きが必要です。

○保険料の納付が困難な場合などとはご相談ください。

災害等により重大な損害を受けたときや、その他の特別な事情により保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合がありますので、お早めにご相談ください。

※ 納付書は保険料決定通知や変更通知と共に送付しております。

保険料が変更になった場合、特別徴収（年金天引き）から普通徴収（納付書での納付）へ変更される場合もあります。

今年度中に 75 歳に到達される方については、今年度の保険料は普通徴収となります。

【お問合せ先】

上板町 福祉保健課

電話 088 - 694 - 6810

ETC車
限定高速道路の通行料金が
引き下げられました。

NEXCO西日本四国支社が管理する高速道路の料金割引(概要)

	0時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24時
平日	深夜割引 50% OFF 全車種対象					通勤割引 50% OFF ●100km以内 ●1回限り 全車種対象					社会実験 30%OFF ●徳島IC～ 井川池田IC 全車種対象					通勤割引 50% OFF ●100km以内 ●1回限り 全車種対象					夜間割引 30% OFF 全車種対象				
休日	深夜割引 +20%OFF 平成21年1月31日まで 深夜割引 30% OFF 全車種対象					通勤割引 50% OFF ●100km以内 ●1回限り 全車種対象					休日(土日祝日)割引 50% OFF ●100km以内 ●1日2回 軽・普通車対象					通勤割引 50% OFF ●100km以内 ●1回限り 全車種対象					この資料は、 平成21年9月30 日までの内容と なっています。				

例えば…… 5 割引
の割引例 (普通車)

ETC設置 1年目でこんなにお得です!!

月に3回、土成から徳島までお買い物や映画に出かけるお母さんの場合……



●通常料金は片道750円。ETC通勤割引後の料金は400円。往復するから700円のオトク。

お母さんは月3回利用するので、月2,100円のオトク×12ヶ月＝年間で **25,200円のオトク**●さらに、マイレージサービスに加入すると、年間43,200円÷50円＝年間で864ポイントが貯まり、600ポイント分を還元すれば、還元額 **500円のオトク**

※1,000ポイント貯めれば、8,000円分のオトクとなります。

●ETC設置費用は約16,000円～

(車載器購入費約8,000円～。セットアップ料約2,625円～。取付費用約5,250円～。で算定。

ETC設置費用は車載器の機種などにより異なります。)

●ETC設置 1年目のオトク額

(25,200円 + 500円 - 16,000円) = **9,700円のオトク**

●ETC設置 2年目からは

(25,200円 + 500円) = **25,700円のオトク**

※ご注意ください(割引後の料金は、24捨25入により50円単位の端数処理を行いますので、割引率は“最大”とお考えください)

……詳細につきましては、NEXCO西日本のホームページか、下記までお問い合わせください……

NEXCO西日本お客さまセンター 0120-924-863

保健行事予定表 1 月～3 月

I. 健康相談・健康教育

月／日	時 間	場 所	内 容	担 当
1 / 6	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
2 / 3	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師・理学療法士
3 / 3	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

II. 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
2 / 4	13:30～14:00	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科診察・育児相談	H20 年 3 月・4 月・9 月・10 月生

2. 股関節脱臼健診・ブックスタート

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
3 / 18	10:30～11:00	農村環境改善センター	股関節脱臼健診・ブックスタート	H20. 9. 1 生～H20. 11. 30 生

3. 1 歳 6 カ月児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
1 / 29	13:00～13:30	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科・歯科診察・歯科相談・栄養・育児相談・聴力検査	H19. 6. 1 生～H19. 8. 31 生

4. 3 歳児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
3 / 23	13:00～13:30	農村環境改善センター	問診・身体計測・尿検査・内科・歯科診察・歯科相談・栄養・育児相談	H17. 8. 1 生～H17. 10. 31 生

III. 予防接種

1. 集団接種

1) ポリオ

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
1 / 21 3 / 25	13:30～14:00	農村環境改善センター	ポリオ投与	生後 3 月以上 90 月未満の乳幼児

2. 個別接種

「徳島県予防接種広域化」により、子どもの予防接種については、上板町内の医療機関に加えて、町外にかかりつけ医があるなど、町外医療機関での個別接種を受けることができます。（一部実施していない医療機関がありますので、主治医にお問い合わせ下さい。）

予防接種の対象者には、個人通知をいたしますので通知が届いたら、保護者の方は、医師と相談して接種計画を立てて受けて下さい。

個別接種の内容

B C G・百日咳ジフテリア破傷風混合・ジフテリア破傷風混合
麻疹風疹混合（または、麻疹・風疹）・日本脳炎





お誕生おめでとう

(平成20年8月～平成20年10月誕生まで)



●8月誕生

高瀬 板東正晃・裕子
女の子 希海(のぞみ)

七條 辰己 淳・理恵
女の子 乃愛(のあ)

七條 片岡大輔・梢
男の子 佑輔(ゆうすけ)

神宅 三井義隆・佑子
男の子 公瑛(こうえい)

鍛冶屋原 西條見正・江美
男の子 唯正(ゆいしょう)

神宅 嘉重 直・由紀子
女の子 摩耶(まや)

瀬部 黒谷明豊・弥生
男の子 歩(あゆむ)

上六條 松本新也・百合香
男の子 優人(ゆうと)

●9月誕生

引野 岡西 伸・有希
女の子 美柚(みゆ)

七條 横山健一・真由美
女の子 愛安莉(めあり)

引野 影山功憲・理恵
女の子 蒼衣(あおい)

高瀬 板東一志・佳子
男の子 駿介(しゅんすけ)

神宅 東 泰弘・史恵
女の子 莉乃愛(りのあ)

●10月誕生

引野 橋本 智・美幸
女の子 美月(みづき)

瀬部 乾 宏行・敬子
女の子 雪乃(ゆきの)

椎本 岩野 卓・由希子
女の子 祐美(ゆみ)

柔道大会で優勝

平成20年10月26日(日)にソイジョイ武道館(鳴門・大塚スポーツパーク)で開催された「第34回徳島県少年柔道大会」の小学1年生の部で、神宅小学校の岡本泰崇くんが優勝しました。



水口良一、マチ子夫妻が献納式に参列

平成20年度献穀献納式が、平成20年10月29日に皇居で行われ、徳島県から4名が献納式に参列され、本町から水口良一、マチ子夫妻が献納式に参列されました。水口良一、マチ子夫妻は、精米一升を献納され、天皇皇后両陛下に平成20年は豊作であった旨をご報告されました。



2008

上板町人権フェスティバル 開催される

「住んでよかった 住んでみたくなる町 かみいた」をスローガンに、12月7日(日)人権週間の恒例行事になりました上板町人権フェスティバルが、農村環境改善センターで開催されました。

人権問題講演会は、徳島のいのちの電話 理事長 近藤治郎氏による「いのちの鼓動」と題して行われ、熱のこもった素晴らしい講演でした。

また、町内全幼稚園・全小学校・中学校の園児・児童・生徒による人権作品の展示や人権劇・人権作文の発表があり、日頃の学校教育における人権学習の成果が見事に披露され、参加者に大きな感動を与えてくれました。

あじさいコーラスによる合唱では「若者たち」「旅立ちの日に」「負けないで」が披露され、歌声で人権に対する思いが会場いっぱいに広がりました。

この日は、約400名の方に参加をしていただき、盛大に人権フェスティバルが開催できましたことをお礼申し上げます。

